

2013年1月22日

新光投信株式会社

代表者 梶嶋 文雄様

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：袋井

〒540-0033 大阪市中央区石町

一丁目1-1 天満橋千代田ビル

TEL. 06-6945-0729 FAX. 06-6945-0730

E-mail: info@kc-s.or.jp

HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

ご連絡（要請等終了のご通知）

当団体は、貴社に対し、2012年10月30日付の申入書にて、貴社が設定、運用をおこなう投資信託商品のうちの一部について、交付目論見書の表示変更を申入れました。

その後、当団体は、貴社から、2012年11月28日付の申入書に対する回答を受領いたしました。当団体にて、貴社の回答内容を検討した結果、一部見解に違いがあるものの、結論においては、当団体が問題視していた表示を変更する具体的な方針が示されていることから、当団体の申入れの趣旨に沿った回答と判断いたしました。

また、自主規制機関である社団法人投資信託協会からは、2012年12月14日付で、当団体の申入れの趣旨に沿った「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正案が示されたことから、業界を挙げて、問題視していた表示が変更される期待が相当程度高まった、と考えています。

さらに、2013年1月15日を基準日として、当団体が、貴社ウェブサイトを通じて今回の申入れ対象商品の交付目論見書入手し検討したところ、当団体の申入れの趣旨に沿った表示の変更がなされたことを確認する事ができました。

従いまして、今回の申入れ活動の目的は達せられたと考え、今回の申入れ活動を終了す

ることにいたしましたので、お知らせいたします。

当団体は、貴社の今回の対応を、消費者（投資家）保護を目的とした自発的な消費者志向の対応と評価しております。貴社におかれましては、当団体からの申入れを機に、より一層の消費者保護に資する体制の構築にご尽力して頂きたいと思っております。

なお、社団法人投資信託協会の自主規制ルールの改正動向等を踏まえて、表示の変更への取組みが不十分であるとの結論に至った場合には、再度、貴社に対し、お問い合わせ、申入れ等の対応をとらせていただくことがあることを付言いたします。

以上